

特定社会保険労務士 原 敏昭

# 原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2  
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719  
E-mail: [harasr@agate.plala.or.jp](mailto:harasr@agate.plala.or.jp)  
URL: <http://www.harasr.com/>



## 内閣府作成の「マイナンバー導入チェックリスト」

◆通知カードの送付は 10 月から

いよいよ「通知カード」(10月5日時点の住民票を基に作成)の送付が迫ってきましたが、マイナンバー制度への対応は進んでいますでしょうか？

今後、企業の規模にかかわらず着々と準備を進めていく必要があります。

今回は、内閣府から公表されている、従業員の少ない事業者向けの「マイナンバー導入チェックリスト」の内容をご紹介します。

### ◆マイナンバー導入チェックリスト

チェックリストの内容は、以下の 7 項目となっています。

#### 【1】担当者の明確化と番号の取得

□マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう(給料や社会保険料を扱っている人など)。

□マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的(「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届

出」「雇用保険届出)を伝えましょう。

□マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。顔写真の付いている「個人番号カード」か、10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょ。

#### 【2】マイナンバーの管理・保管

□マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。

□パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウイルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょ。

□従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょ。

#### 【3】従業員の皆さんへの確認事項

□ 制度に関する周知文書を掲示版に貼るなどして、従業員の皆さんに通知が届く時期や何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょ。

### 「個人情報漏えい問題」と企業の情報セキュリティ対策

#### ◆年金機構による情報漏えい

日本年金機構は 6 月 1 日、職員が外部からの不審な電子メールを開封したことにより、同機構のコンピュータシステムに不正アクセスが行われ、そこから約 125 万人の年金情報が漏えいしたことを発表しました(後に約 101 万人と訂正)。これに便乗した詐欺事件なども発生し、大きな社会問題となっています。

また、昨年はベネッセホールディングスによる大量の情報漏えい事故もありましたが、民間企業にとっても、情報漏えいや流失事故は、信用問題や経営上のリスクにもつながり、防止対策が必須だと言えます。



#### ◆約 7 割の組織で何らかのセキュリティ事故が発生

日本国内の法人組織におけるセキュリティ被害と対策状況の実態を明らかにする調査「組織におけるセキュリティ対策実態調査 2015 年版」によると、全体の約 7 割が、2014 年の 1 年間において「組織内でウィルス感染」「システムからの情報漏えい」「不正ログイン」など何らかのセキュリティインシデントが発生したと回答したとのことです。

また、実害が発生したと答えた人に被害額を質問したところ、40.5%が「1,000 万円未満」と回答しましたが、16.9%が「1 億円以上」と回答し、深刻な被害につながっているケースも少なくないことがわかりました。

#### ◆マイナンバー導入等により対策が必須に

マイナンバーが 10 月より個人に通知され、来年 1 月からは制度がスタートしますので、すべての企業で何らかのセキュリティ対策が必要になってきます。

また、現在国会で審議中の改正個人情報保護法が成立すれば、今まで「個人情報取扱事業者」の対象外とされていた小規模事業者も規制の対象となりますので、対応の

見直しが求められてくることは必至です。

人為的なミスが原因で事故につながっているケースが多いことから、企業においては IT システムの対応などハード面でのセキュリティ対応だけでなく、従業員に危機意識を持ってもらうため、「社内研修の実施」や「従業員向けガイドラインの策定」等が、今後ますます必要になってくることでしょう。

### 長時間労働が原因!?

#### 精神障害の

#### 労災請求件数が過去最多

#### ◆「心の病」での労災請求が過去最高

厚生労働省が 2014 年度の労災補償状況を公表し、うつ病などの「心の病」で労災請求をした人が 1,456 人(うち認定者 497 人、自殺・自殺未遂者 99 人)で、前年度よりも 47 件増え、支給決定件数(497 件)とともに統計開始以来最高となったことがわかりました。また、脳・心臓疾患で労災認定された人も 277 人で、前年度からは減少しましたが、ここ数年 300 人前後の高止まりが続いています。

#### ◆精神障害に関する事案の状況

請求件数を業種別で見ると、「製造業」245 件、「医療・福祉」236 件、「卸売業・小売業」213 件の順に多く、支給決定件数は、「製造業」81 件、「卸売業・小売業」71 件、「運輸業・郵便業」63 件の順に多くなっています。

また、年齢別の請求件数(カッコ内は支給決定件数)では、「40~49 歳」454 件(140 件)、「30~39 歳」419 件(138 件)が多くなっています。

#### ◆月 80 時間以上の残業を行っていた人は約 4 割

労災認定者 497 人のうち、厚生労働省が過労死のリスクが高まると位置付ける「過労死ライン」の残業時間(月 80 時間以上の残業)を超えた人は 201 人(前年比 57 人増)でした。

このうち、160 時間以上の残業は 67 人(前年比 36 人増)で、長時間労働による過労の実態が浮かび上がりました。

#### ◆長時間労働やストレスを減らす工夫が必要

心の病になっても労災が認定される人は限られており、その実態はより深刻な可能性があると考えられます。

職場全体で「長時間労働削減」に取り組み、「ストレスを軽減できるような環境づくり」が大切と言えるでしょう。